



「食の環（わ）」プロジェクトの背景

- 25年ぶりの「食料・農業・農村基本法」の見直しにおいて、「食品アクセスの確保」の考え方を明記。具体的には、経済的、物理的に食品にアクセス困難な方々に健康な食生活を享受できるようにする取組を政府として推進していく必要。
- 「食品ロス削減」や「食品寄附促進」に加え、「食品アクセスの確保」に向けた取組を関係府省庁や地方公共団体が縦割りに陥ることなく、一体的に取り組めるように、**食品ロス削減、食品寄附促進、食品アクセス確保の3つの施策を包括する概念**を「**食の環（わ）**」と呼ぶことについて、関係府省庁で申合せ。

＜「食の環（わ）」プロジェクトに向けた施策の全体像（概要）＞

食品ロス削減	（食品の）経済的アクセス	（食品の）物理的アクセス
排出削減の取組 （公表・商慣習見直し・国民運動等）	食料提供に向けた体制づくり （地域の関係者が連携して取り組む協議会の設置等支援）	
食品寄附の促進 （期限表示、保険、DX）	食料提供に資する体制づくり （食料支援等を通じたつながり創出）	移動販売等の拠点となる施設整備 店舗への交通手段の確保
フードバンク・子ども食堂等を介した食品寄附への支援 （食品寄附ガイドライン作り、フードバンク・子ども食堂等の活動支援等）		
食べ残し持ち帰り促進 （持ち帰りガイドライン作り）	フードバンク・子ども食堂等への食料提供（備蓄米無償交付等）	商品を届ける （ラストワンマイル配送支援等） 食品アクセスの状況や対策事例等

今後の取組予定

- 今後、関係府省庁は、食品ロス削減・食品寄附促進・食品アクセス確保に関わる幅広い施策において、「食の環（わ）」プロジェクトの一環であることや、「食の環（わ）」共通のロゴマークを使用して、ワンボイスで発信する。（ロゴマークは、行政だけでなく、民間も利用可能）
- 「食の環（わ）」プロジェクト特設サイトを立ち上げ、「食の環（わ）」プロジェクトに関する関係府省庁の情報を集約する。
- 今後、本プロジェクトの成果の「見える化」を検討していく。

「食の環（わ）」プロジェクトロゴマーク

（関係府省庁による発出文書等において、下記のいずれかの「食の環（わ）」プロジェクトロゴマークを使用。また、一定の要件の下、民間団体等にもロゴマークの使用を認める。）



「食の環」プロジェクトは持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

「食の環」プロジェクトの取りまとめと その発信について



令和6年6月24日
関係府省庁申合せ

我が国では、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しているところ、これまで、食品ロス削減の目標達成に向けて、食品の生産・製造段階や流通段階の事業者による商慣習の見直しや、消費者の賞味期限の理解増進による行動変容の促進等を図ってきたが、更なる取組が必要となっている。併せて、まだ食べることができる食品は、廃棄することなく、貧困等により十分な食料を入手できない者に提供することを含め、できるだけ食品として活用するようしていくことが重要である。

一方、近年、経済的理由により十分な食料を入手できない者や買物困難者が増加しているなど、食品アクセスの問題が顕在化しており、平時から国民一人一人が食料にアクセスでき、健康な食生活を享受できるようにすることが重要である。こうした者への食料提供については、これまでも、ラストワンマイル物流や、フードバンク、こども食堂等の活動を支援してきたが、食品アクセスの確保のためには、地域の関係者が連携して円滑な食料提供に取り組む体制の構築に向けた支援や、食品流通業者等の流通サービスや、フードバンク、こども食堂等への更なる支援が必要となっている。

そのため、今般、食品ロス削減施策と食品アクセス確保施策を包括する概念を、『「食の環」プロジェクト』と称し、別添の『「食の環」プロジェクトに向けた施策の全体像』において、食品ロスの削減及び食品アクセスの確保に資する関係省庁の施策を一覧にまとめ、地方自治体や民間事業者等に周知・活用することで、地域における食品ロスの削減及び食品アクセスの確保に向けた取組を一体的に促進するとともに、関係府省庁が連携して「食の環」プロジェクトを効果的に発信していくため、以下のとおり申し合わせることにする。

1. 食品ロス削減推進会議幹事会の関係府省庁にあつては、今後、地方自治体や民間事業者等に対し、食品ロス削減・食品寄附促進に関わる施策を説明する際には、別添1の『「食の環」プロジェクトに向けた施策の全体像』を示すなどして、地域における食品ロスの削減及び食品アクセスの確保に向けた取組を一体的に進める旨を発信する。

2. 今後、食品ロス削減・食品寄附促進に関わる施策の地方自治体や民間事業者等への発出文書等において、当該施策が「食の環」プロジェクトの一環であること、また、別添2の「食の環」プロジェクトロゴマークを掲載する。
3. 今後、食品ロス削減・食品寄附促進に関わるパンフレットや動画等の刊行物・映像において、当該刊行物・映像が、「食の環」プロジェクトの一環であること、また、別添2の「食の環」プロジェクトロゴマークを掲載する。
4. 今後、2及び3の「食の環」プロジェクトに関わる施策の発出文書等や刊行物・映像については、食品ロス削減推進会議幹事会事務局にそのデータやデータが掲載されたURLを送付する。食品ロス削減推進会議幹事会事務局にあつては、当該データを、今後設置する「食の環」プロジェクト特設サイトに掲載する。また、同サイトにおいて、民間団体等が「食の環」プロジェクトロゴマークを使用する際の手続を規定した上で、民間団体等にもロゴマークの使用を認めるものとする。あわせて、プロジェクトの成果の「見える化」も検討する。

なお、以上の申合せ事項については、各府省庁の取組状況等を踏まえ、今後必要に応じ見直しを行うものとする。

別添2：「食の環」プロジェクトロゴマークの使用について

関係省庁による発出文書等において「食の環」プロジェクトロゴマークを使用する場合にあっては、以下のいずれかを用いるものとする。なお、ロゴマークのデータについては食品ロス削減推進会議事務局から提供する。

【「食の環」プロジェクトロゴマーク】



【「食の環」プロジェクトロゴマーク及び SDGs ロゴマーク】



「食の環」プロジェクトは持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

また、これらのロゴマークを使用する際には、当該資料中に、「この会議（事業）は、政府全体として食品ロス削減・食品寄附促進・食品アクセス確保に一体的に取り組む「食の環」プロジェクトの一環として実施するものです。」との文言を付記することが望ましい。